

～特定疾患療養管理料から生活習慣病管理料へ移行します～

いつも当院をご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和6年6月、診療報酬改定により、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病として治療をされていた方は、従来算定していた【特定疾患療養管理料】より、個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理料を行う【生活習慣病管理料】へ移行するよう厚生労働省より指示がありました。

6月1日以降、高血圧、脂質異常症、糖尿病の患者様には、個々に応じた目標設定や血圧、体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した療養計画書を発行し、サインをお願いすることになります。

療養計画書はおおむね4カ月に1回程度の頻度で発行いたします。また、高血圧・脂質異常症・糖尿病をお持ちの患者さまでも、他の疾病等の治療状況により、従来の特定疾患療養管理料を算定する場合があります。

また、当院では患者さまの状態に応じて28日以上長期投薬の対応が可能です。ご希望される場合は主治医へご相談ください。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

2024年6月1日

医療法人社団董会 北須磨病院